



# 島根県報

令和4年5月10日（火）

第 309 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

|                   |             |   |
|-------------------|-------------|---|
| 土地改良区の定款変更の認可（2件） | （農 村 整 備 課） | 2 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定     | （砂 防 課）     | 2 |

**【公 告】**

|                        |             |   |
|------------------------|-------------|---|
| 私立学校法第64条第4項に規定する法人の解散 | （総 務 課）     | 3 |
| 公共測量の終了                | （技 術 管 理 課） | 3 |
| 臨港地区の区域の案の縦覧           | （港 湾 空 港 課） | 4 |

**【特定調達公告】**

|   |             |   |
|---|-------------|---|
| 水産練習船「神海丸」令和4年度第2種B中間検査工事及び一般修繕工事に係る<br>随意契約の相手方等 | （学 校 企 画 課） | 4 |
|---|-------------|---|

**告 示****島根県告示第396号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市土地改良区の定款変更を令和4年5月10日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県告示第397号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、隠岐の島町土地改良区の定款変更を令和4年5月10日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県告示第398号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1(1) 区域の名称 野広

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

| 所 在 及 び 地 番    | 標 柱 番 号   |
|----------------|-----------|
| 鹿足郡津和野町直地930番1 | 1号        |
| ” 1453番1       | 2号、3号及び9号 |
| ” 1451番        | 4号        |
| ” 1449番        | 5号        |
| ” 896番         | 6号        |
| ” 894番         | 7号        |
| ” 916番         | 8号        |

## 2(1) 区域の名称 立河内中

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次に結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線により囲まれた区域

| 所 在 及 び 地 番   | 標 柱 番 号 |
|---------------|---------|
| 鹿足郡吉賀町立河内970番 | 1号      |
| ” 971番        | 2号      |
| ” 971番2       | 3号      |

|   |        |         |
|---|--------|---------|
| 〃 | 971番3  | 4号      |
| 〃 | 955番1  | 5号及び6号  |
| 〃 | 952番1  | 7号      |
| 〃 | 951番1  | 8号      |
| 〃 | 949番3  | 9号及び10号 |
| 〃 | 913番3  | 11号     |
| 〃 | 901番   | 12号     |
| 〃 | 930番2  | 13号     |
| 〃 | 932番2  | 14号     |
| 〃 | 1017番1 | 15号     |
| 〃 | 1015番  | 16号     |
| 〃 | 960番1  | 17号     |
| 〃 | 969番2  | 18号     |

## 公 告

私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第5項において準用する同法第50条第1項第3号の規定により令和4年3月31日同法第64条第4項の法人が解散したので、私立学校法施行細則（昭和25年島根県規則第105号）第4条第2項の規定により公告する。

令和4年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 種別

私立学校法第64条第4項の法人

2 名称

学校法人六日市学園

3 解散事由

目的たる事業の成功の不能

4 所在地

島根県鹿足郡吉賀町真田1120番地

5 理事長

重富 亮

6 設置する学校

六日市医療技術専門学校

7 役員

理事 6人

監事 2人

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年3月28日に終了した旨県央県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量、路線測量）

## 2 作業期間

令和3年10月25日から令和4年3月28日まで

## 3 作業地域

大田市大田町大田地内

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和4年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 臨港地区の区域の案

| 港 湾 名 | 臨 港 地 区 の 区 域  |
|-------|--|
| 別府港   | 隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山、字黒木、字宮ノ前及び字四河並びに同町大字美田字アキノ横手、字十家、字堂田、字中田、字八幡ノ前、字渡神及び字カマヤ地内 |

## 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び隠岐支庁県土整備局島前事業部並びに西ノ島町役場

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年5月10日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

## 1 件名及び数量

水産練習船「神海丸」令和4年度第2種B中間検査工事及び一般修繕工事 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年3月17日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ヤマニシ 代表取締役 鈴木 正己 宮城県石巻市西浜町1番地2

## 5 随意契約に係る契約金額

50,722,320円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。